

石川県公報

平成 29 年 7 月 4 日 (火曜日)

号 外

(第 52 号)

目 次

- 人事委員会**
 ○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

1

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
 第十八条の次に次の一条を加える。

（条例第十条第十項第二号に規定する人事委員会規則で定める者）

第十八条の二 条例第十条第十項第二号イに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第二条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
- 二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
- 三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの

2 条例第十条第十項第二号ロに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

別記第七号様式（第一面）中

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能 習得 手当	受講手当	日額	円	月	日	支給 開始
			特定職種受講 手当	月額	円	月	日	支給 開始
	受講終了予定 年 月 日	寄 宿 手 当	通 所 手 当	月額	円	月	日	支給 開始
			寄 宿 手 当	月額	円	月	日	支給 開始

を

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能 習得 手当	受 講 手 当	日 額	円	月	日	支 給 開 始
	受講終了予定 年 月 日		通 所 手 当	月 額	円	月	日	支 給 開 始
			寄 宿 手 当	月 額	円	月	日	支 給 開 始

別記第 12 号様式 (第 16 条関係)

(表)

台帳番号		失業者の退職手当支給台帳				交付年月日			
氏 名		性別	男・女	生年月日 及び年齢		年	月	日 歳	
住 所 又 は 居 所									
退職時の勤務課(廃)			受給資格区分	(A) 一般受給資格 番号 ()					
勤 続 期 間				(B) 高年齢受給資格 番号 ()					
退 職 年 月 日				(C) 特例受給資格 番号 ()					
管轄公共職業安定所			退 職 事 由						
退職時に支給された 退職手当			円	退職時の 給料月額		円	基本手当 の 日 額		
求 職 年 月 日		受給期間満了年月日		待 期 日 数	待 期 満 了 年 月 日		所定給付 日 数	失 業 の 認 定 日 又 は 支 給 日	
年 月 日		年 月 日		日	年 月 日		日	日	
公 共 職 業 訓 練 等	受 講 開 始 年 月 日		技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	日 額	円	月	日	支 給 開 始
	受 講 終 了 年 月 日			通 所 手 当	月 額	円	月	日	支 給 開 始
					寄 宿 手 当	月 額	円	月	日
傷 病 手 当	傷 病 の 名 称 及 び そ の 程 度	傷病のため職業に就くことが できなかつたと認められる期間		同一の傷病により受けることが できる給付の支給期間		支 給 決 定 期 間			
		. . . ~ . . . 日間		. . . ~ . . . 日間		. . . ~ . . . 日間			
就 業 手 当	就 職 先 の 事 業 所	所在地	職 種		雇 入 年 月 日	雇 用 期 間	支 給 決 定 年 月 日		
		名 称			年 月 日		年 月 日		
再 就 職 手 当	就 職 先 の 事 業 所	所在地	職 種		雇 入 年 月 日	雇 用 期 間	支 給 決 定 年 月 日		
		名 称			年 月 日		年 月 日		
常 用 就 職 支 度 手 当	就 職 先 の 事 業 所	所在地	職 種		雇 入 年 月 日	雇 用 期 間	支 給 決 定 年 月 日		
		名 称			年 月 日		年 月 日		

移転費	就職先の事業所又は受講する公共職業訓練等の施設	所在地			移転する者	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	移転料	着後手当	計
		名称	電話番号 ()			円	円	円	円			円
	移転後の住所又は居所											
	乗車(船)の場所(出発空港)		下車(船)の場所(到着空港)									
	就職先の事業主から支給される就職支度金	円	差支	引給額	円							
移転開始年月日	年 月 日		合計						円	円	円	
求職活動求職費	訪問事業所の名称及び所在地	関係公共職業安定所	泊数	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料	計	求人者から支給される費用	差引支給額	
			泊	円	円	円	円	円	円	円	円	
			泊									
求職活動支援費	教育訓練施設の名称	講座名	受講費(入学料含む)		支給決定年月日		支給額					
			円		年 月 日		円					
					年 月 日							
求職活動関係役務利用費	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用(自己負担分)	支給決定年月日		支給額					
				円	年 月 日		円					
					年 月 日							

別記第十五号様式(表)中「特定職種受講日数」「寄宿日数」を

「寄宿日数」に改める。

別記第十八号の1様式(表)6の欄中「安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、同様式(表)注意事項1中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」と、「就業手当の」を「就業手当に相当する退職手当の」と改め、同様式(表)注意事項8中「なお、」の次に「「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」を加える。

別記第十九号様式(表)注意事項2中「、特例受給資格証又は被保険者手帳」を「又は特例受給資格証」に改める。

別記第二十号様式(表)を次のように改める。

別記第20号様式(第26条関係)

(表)
移転費に相当する退職手当支給願

① 申請者	氏名											受給資格証番号				
	移転前の住所 又は居所															
	移転後の住所 又は居所															
② 就職先の 事業所	所在地															
	名称															
③ 就職決定 年月日	年月日	※ 雇 用 期 間														
④ 受講する公 共職業訓練 等の施設	所在地															
	名称															
⑤ 受講指示 年月日	年月日	⑥ 受講開始 年月日	年月日	⑦ 受講終了 予定年月日	年月日											
⑧ 移転開始 予定年月日	年月日	⑨ 乗車(船)の場所 (出 発 空 港)				⑩ 下車(船)の場所 (到 着 空 港)										
⑪ 移転する者 の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続柄	※ 鉄道賃				※ 船 賃		※ 航空賃		※ 車 賃		※ 移転料		※ 着後 手当	※ 計
			距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給 額	距離	支給 額	支給 額	
本 人			キロメ ートル	円	円	円	キロメ ートル	円	キロメ ートル	円	キロメ ートル	円				円
家 族																
※ 合 計			キロメ ートル				キロメ ートル		キロメ ートル		キロメ ートル		キロメ ートル	円	円	円
								※ 就職先の事業主から支給 される就職支度費の額				円				
								※ 差 引 支 給 額				円				
<p>石川県職員の退職手当に関する規則第26条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 殿</p>																
														申請者 氏名		㊟

別記第 11 号様式を次のように改める。

別記第 21 号様式 (第 26 条関係)

求職活動支援費 (広域求職活動費) に相当する退職手当支給願

申請者	氏名			性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所						
訪問事業所	名称	所在地					
※ 宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係
※ 泊数	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊

石川県職員の退職手当に関する規則第 26 条第 1 項の規定により、上記のとおり求職活動支援費 (広域求職活動費) に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日
任命権者 殿

申請者 氏名 ㊞

※ 公共職業安定所記載欄	区 間	鉄 道 賃				船 賃		航 空 賃		車 賃		宿泊料 (円)	計 (円)	鉄道距離換算キロ数 (キロメートル)
		距離 (キロメートル)	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)	運賃 (円)	距離 (キロメートル)	支給額 (円)			
	合 計													

求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額	円
差 引 支 給 額	円

注意事項

- この支給願は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して 10 日以内に任命権者に提出すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記第二十一号の二様式(裏)注意事項1中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当」に改める。

別記第二十一号の三様式(裏)注意事項1中「求職活動関係役務利用費))」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当))」に、「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給願」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給願」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県職員の退職手当に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の石川県職員の退職手当に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の石川県職員の退職手当に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。